

○成績評価の基準

・福島大学学則（成績の評価）

第15条の2 成績は、A、B、C、D及びFの5段階をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

・福島大学単位認定規程（単位の認定）

第3条単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、AからDを合格とする。

評価	基準
A	きわめて優秀
B	優秀
C	望ましい水準に達している
D	望ましい水準に達していないが不合格ではない
F	不合格

2 評価は、筆記試験、論文、報告書、実技又は平常の成績等によって行う。

3 第1項に規定する評価以外に、教育実習等に合格した場合は「G」で、他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

・個々の授業の成績評価に関してはシラバスをご覧ください。

○修業年限

・福島大学学則（学群修業年限）

第7条修業年限は、4年とする。

・福島大学大学院学則（大学院標準修業年限）

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。